

## 建築基準法第12条第1項及び3項の規定に基づく定期報告について(鹿児島県の場合)

### 1 定期報告対象建築物等及び報告時期(鹿児島市を除く県内市町村)

#### 【報告時期】

- ・建 築 物:3年目ごとの6月1日～12月28日まで。
- ・建 築 設 備:毎年6月1日～12月28日まで。
- ・上記以外(昇降機, 防火設備, 準用工作物):毎年4月1日～翌年3月31日まで。

	対象用途等	対象用途の位置・規模等 (いずれかに該当するもの)	報告年度		
			R1	R2	R3
			R4	R5	R6
			R7	R8	R9
建築物 ※1	(1) 劇場, 映画館, 演芸場, 觀覧場(屋外觀覧場を除く。), 公会堂又は集会場	①3階以上に100m <sup>2</sup> 超 ②客席が200m <sup>2</sup> 以上 ③300m <sup>2</sup> 超※2 ④主階が1階にないもの※3 ⑤地階に100m <sup>2</sup> 超			
	(2) 病院, 有床診療所, 旅館, ホテル又は児童福祉施設等(就寝用福祉施設を含む。)	①3階以上に100m <sup>2</sup> 超※4 ②2階に300m <sup>2</sup> 以上※4 ③地階に100m <sup>2</sup> 超※4 ④3階以上, 300m <sup>2</sup> 超※5			
	(3) 共同住宅又は寄宿舎(就寝用福祉施設を除く。)	①5階以上, 1500m <sup>2</sup> 超※6			
	(4) 体育館, 博物館, 美術館, 図書館, ボーリング場, 水泳場又はスポーツの練習場等(学校に付属しないもの。)	①3階以上に100m <sup>2</sup> 超 ②2,000m <sup>2</sup> 以上			
	(5) 百貨店, 展示場, 遊技場, 公衆浴場, 飲食店又は物品販売業を営む店舗等	①3階以上に100m <sup>2</sup> 超 ②2階に500m <sup>2</sup> 以上 ③3,000m <sup>2</sup> 以上 ④地階に100m <sup>2</sup> 超			
建築設備等	(1) 建築設備(上記建築物に、建築基準法の規定により設けたもの。)	①換気設備(機械換気設備及び中央管理方式の空気調和設備) ②排煙設備(排煙機) ③非常用の照明設備	毎年		
	(2) 昇降機	①エレベーター ②エスカレーター ③小荷物専用昇降機(フロアタイプ)	毎年		
	(3) 防火設備(政令指定の建築物に設けたもの又は病院・有床診療所・就寝用福祉施設※7に設けたもの。)	隨時閉鎖式の防火扉, 防火シャッター(防火ダンパー, 外壁開口部の防火設備を除く。)	毎年		
C	準用工作物	①観光用エレベーター・エスカレーター ②高架の遊戯施設(コースター等) ③原動機により回転運動をする遊戯施設(観覧車等)	毎年		

※1:法別表第一(い)欄に掲げる用途の床面積の合計が200m<sup>2</sup>以下のもの、又は該当する用途が避難階のみにあるものは除く。

(ただし、A-(1)～(3)は避難階のみでも対象)

※2:劇場, 映画館, 演芸場, 觀覧場に限る。

※3:劇場, 映画館, 演芸場に限る。

※4:児童福祉施設等については就寝用福祉施設に限る。

また、A-(2)～(2)における病院又は診療所については、その部分に患者の収容施設があるものに限る。

※5:就寝用福祉施設を除く児童福祉施設等(地階又は3階以上において当該用途に100m<sup>2</sup>超を有するもの。)に限る。

※6:5階以上において当該用途に100m<sup>2</sup>超を有するものに限る。

※7:該当する用途部分が200m<sup>2</sup>超を有するものに限る。

※下線部は、県細則指定

### 2 定期調査・検査の項目等について

#### (1) 定期調査・検査の項目・方法・基準

国土交通大臣が定める調査・検査の項目、事項ごとに、国土交通大臣の定める方法により調査・検査を行い、国土交通大臣の定める基準により是正の必要性等を判断する。

・関係告示 平成20年3月10日国土交通省告示第二百八十二号

#### (2) 報告様式

国土交通省が告示で定める様式とする。  
県ホームページよりダウンロードできます。